後期高齢者医療制度からのお知らせ
令和元年度の保険料をお知らせします

■問合せ　住民課国保医療グループ（☎74-3002）
北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）

7月に令和元年度の保険料額を個別にお知らせします

1．保険料の計算方法

保険料は被保険者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

所得とは…

前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

均等割
1人当たりの額
年額50,205円

＋

所得割
本人の所得に応じた額
（平成30年中の所得－33万円）×
10.59%

＝

1年間の保険料
限度額62万円
100円未満切り捨て

1年間の保険料の上限額は、62万円になります。

2．保険料の軽減・減免

①均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和29年1月1日以前に生まれた人の公的年金などに係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件（世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額）	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【平成30年度における8.5割軽減の区分】 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
【平成30年度における9割軽減の区分】 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		8割	7割	
33万円＋28万円×（被保険者数）以下	5割	5割		
33万円＋51万円×（被保険者数）以下	2割	2割		

※令和元年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。
軽減特例の見直しにより9割軽減から8割軽減に変更になりました。
8.5割軽減に該当する人の軽減特例の見直しは令和2年度に実施予定です。

②被用者保険の被扶養者だった人の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった人は、負担軽減のための特別措置として所得割がかからず、制度加入から２年を経過していない期間のみ **均等割が５割軽減** となります。(50,205 円→ 25,102 円)

所得の状況により、均等割の軽減割合が８割、または 8.5 割に該当することがあります。

被用者保険とは…

協会けんぽなど、主にサラリーマンの人たちが加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

③保険料を納めることが困難な場合

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な人については、保険料の減免を受けられる場合があります。保険料の支払いが困難な場合は、洞爺湖町役場住民課国保医療グループまで相談ください。

３．保険料の支払い方法

保険料の支払いは、「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望する人は住民課国保医療グループへ相談ください。

次のいずれかに当てはまる人は「年金からの支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」により収めてください。

●後期高齢者医療制度に加入された初年度の人
●介護保険料が年金から引かれていない人（年金額が年額 18 万円未満の人）
●介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分を超える人

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬 (先発医薬品) とジェネリック医薬品 (後発医薬品) があります。

ジェネリック医薬品の処方を希望される人は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な人は、洞爺湖町役場住民課国保医療グループまで問い合わせください。

効き目・安全性

ジェネリック医薬品は新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全な薬です。
※希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より３割以上、中には５割以上安くなるものもあります。

病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

●かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
●具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
●同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。
●休日や夜間に救急医療機関を受診しようとするときには、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。